

令和7年度(2025年度)優良新商品表彰事業実施要領

1 目的

特産品の地域間競争が激化する中、優れた新規開発商品を表彰することにより県内事業者の新商品開発を促進し、県産品の振興に資することを目的とする。

2 応募の対象

応募の対象は、次の条件を満たす商品とする。

- (1) 令和6年(2024年)5月1日から令和7年(2025年)4月30日までの間に新規に販売が開始された県産品であること。
※令和7年(2025年)5月1日以降に販売予定の商品は応募不可。
※既存商品の規格及びデザイン等の変更による応募は不可。
- (2) 熊本県内に本拠を置く個人、法人又は市町村等であること。

3 審査方法 審査は当要領に定める審査会において行う。

4 審査会

審査会は、主催者が委託した若干名の委員をもって構成し、令和7年(2025年)6月上旬に実施するものとする。なお、審査会の概要については、追って連絡します。

5 表彰

- (1) 表彰は、「食品部門」、「民芸・日用品部門」の2部門に分けて行う。
- (2) 表彰は、部門ごとに優良商品金賞、優良商品賞、優良商品奨励賞とする。
- (3) 表彰式は、令和7年(2025年)8月上旬に鶴屋百貨店で開催予定の「第53回くまもとの特産品まつり」の初日に当該催事場で行い、併せてPRを行う。
- (4) 受賞した商品は表彰後一年間、価格、デザイン、規格等の変更は原則不可とする。

6 受賞商品への特典

- (1) 直営2店舗における販売。
- (2) 県内外のイベント、物産展において販路開拓の支援を行う。
- (3) 賞状、受賞シール(3,000枚まで)を授与する。
- (4) 一般社団法人熊本県物産振興協会(以下「協会」という。)が運営しているネットショップ「くまモンのふるさとよかもんショップ」に特設ページを設け、積極的にPRを行う。
- (5) SNS等のメディアにおいて積極的にPRを行う。

7 応募の方法

- (1) 自薦により応募することとし、応募商品については各自1点のみとする。
ただし、県市町村等の特別会員については、その管内もしくは団体の構成員が開発した商品を推薦できるものとする。
- (2) 応募に当たっては、下記①応募書を協会事務局に提出するものとする。
なお、②及び③は審査会時に提出するものとする。
ただし、石けんや化粧水など使用してみないと効果・効能が判らないものは、応募時に審査員分(8点)の試供品(使用方法も同封)を協会事務局へ提供するものとする(応募時に送付をお願いします)。
 - ① 令和7年度(2025年度)優良新商品表彰事業応募書(別記様式)
 - ② 当該商品1点
 - ③ その他の参考資料(パンフレット等)

8 応募の受付期間 令和7年(2025年)5月12日(月)まで(期限厳守)

9 応募先

〒860-0805 熊本市中央区桜町4-20
(一社)熊本県物産振興協会事務局 担当: 藤岡
電 話 096-353-1168 FAX 096-355-7365
E-mail : yokaipin@plum.ocn.ne.jp

令和 7 年 (2025 年度) 度優良新商品表彰事業応募書

[illegible]

※項目は全てご記入ください。

※申込書様式のデータを希望する場合は、協会HPから取得ください。